

子ども条例



日野市子ども条例



日野市子ども条例は、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくることを目的としています。

「子どもの育ちと子育ての楽しさの発見」、「切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実」、日野市が目指すこうしたまちづくりの根底には、「日野市子ども条例」の基本理念があります

～子ども条例の一部をご紹介します～

生きる権利

命が守られ、尊重されること

愛情を受けること

健康で、安全に成長できる環境で生活すること

いじめや虐待を受けないこと

ありのままの自分をわかってもらうこと

育つ権利

安心して居られる場所があること

遊ぶこと・学ぶこと・休息すること

様々な体験をすること

必要な情報を受けられること

必要なときに、相談・支援・助言を受けられること

守り守られる権利

いじめ、・虐待・差別を受けたときに

保護、支援、救いを求め、守られること

子どもであるという理由で、不当な扱いを受けないこと

プライバシーが守られ、尊厳が守られること

自分の情報が不当に利用されないこと

参加する権利

自分の意見を表明し、その意見が

尊重されること

自分で表現する自由をもつこと

意見や考えはその真意をくまれ、意見が活かされ

る場や機会が確保され、支援が受けられること

問い合わせ 子育て課 ☎514-8579

日野市子ども条例について、
詳しくはこちらをご覧ください
(市ホームページ)



子ども条例



市では条例施行日の7月1日を「日野市子ども条例の日」と定め、子どもの権利に関する啓発活動等を行っています。